

# 公立高等学校における第三者評価の取組状況 — 教育委員会を対象としたアンケート調査分析 —

岩崎 保道

高知大学 人文社会科学系 教育学部門

## Consideration of outside evaluations of public high schools: An analysis of a questionnaire survey targeting the Board of Education

Yasumichi IWASAKI

キーワード：公立高等学校 教育委員会 第三者評価 アンケート調査

### I. はじめに

本稿は、公立高等学校における第三者評価の実施体制や効果などの状況を分析・整理することにより、学校評価の制度改善のための参考資料とすることを目的とする。その方法として、第三者評価に関する先行調査等を紹介したうえで、教育委員会に対するアンケート調査結果の分析を行った。また、文部科学省が実施した調査結果（2014）との比較検討を行った。

第三者評価は学校評価における評価方法の一つであり、「学校とその設置者が実施者となり、学校運営に関する外部の専門家を中心とした評価者により、自己評価や学校関係者評価の実施状況も踏まえつつ、教育活動その他の学校運営の状況について、専門的視点から評価を行うもの」とされる<sup>1)</sup>。

第三者評価は、設置者等が必要と判断した場合に行われるが、自己評価及び学校関係者評価とは異なり、義務化や努力義務は課されていない。しかし、第三者評価は外部の視点による専門的且つ多様な観点を踏まえた評価が期待されており、また、学校評価の信頼性を向上させる役割を持つことから導入の意義は大きいと考える。このように、第三者評価に関わるアンケート調査により制度を検証し改善を行うことは、学校教育の質的向上につながる期待が持てる。さらに、第三者評価の未実施の地域においては、制度導入の検討資料になるだろう。

第三者評価に関わる公的なアンケート調査として文部科学省（2014）「学校評価等実施状況調査」<sup>2)</sup>がある。同調査は、学校評価等の現状と課題の把握目的として、学校及び教育委員会の取組状況を分析したものである。それ以降、第三者評価に関するアンケート調査は行われていない。そのため、都道府県及び政令指定都市の教育委員会に対して、公立高等学校における第三者評価に関するアンケート調査を実施した。調査対象を教育委員会にした理由は、教育委員会が学校の管理等に関わる職務権限を扱う関係上、第三者評価の状況を把握していると考えたからだ。

### II. 第三者評価の先行研究と先行調査

本章は、第三者評価に関する先行研究及びアンケート調査等の結果を紹介する。先行研究は、第三者評価の取組事例やその分析結果についての研究成果である。アンケート調査等は、第三者評価の実践結果を踏まえた効果検証に係る調査結果である。

#### 1. 第三者評価に関する先行研究

第三者評価の基本的機能を考察したものとして以下がある。

小柳（2013）は、学校改善と第三者評価の機能について検討し、「第三者評価に求められている主な機能は「評価」と「助言」であり、前者については「専門性」と「第三者性」が、後者については「専門性」が希求されている」と述べて「学校組織内外の変化とそれに伴う学校評価機能が拡大する中、評

価の専門性と第三者性、専門的な助言機能が学校改善につながる可能性があるという意味では、重要性を帯びるものの、第三者評価が学校改善にどう資するかを考える際、第三者の機能と共にそれが果たしうる「学校改善」が一体何を指すのかを明確にすることが重要となる」と結論付けた<sup>3)</sup>。

第三者評価の事例研究として以下がある。

木岡（2011）は、東京都品川区における第三者評価の取組を分析し、第三者評価の促進要因として「学校経営の“成熟”（管理職は自らの責任と自覚を啓発し、校内コミュニケーションの活性化に努めてきた）」「学校評価システムの有効性（学校の自己評価と連動させた形成的評価を導入してきたことなど）」「学校が置かれる環境の条件が整っていること（場の醸成）」を示した<sup>4)</sup>。

諏訪（2011）は、矢掛町（岡山県）における第三者評価の取組に基づき、システムの開発プロセスを分析した。その結果、第三者評価の課題として「実施に関わるノウハウの蓄積だけでなく、具体的にどのように役に立ったのかを継続的に検証し、学校改善に活かすことが必要」「（経済的コスト、評価委員の確保、実施サイクルなどの側面から）実施体制をどう継続させるか」「（各校の実状により適した領域、分野の専門家を確保する必要があるため）評価項目の精選等によって評価の精度を上げるための取組が必要」と述べた<sup>5)</sup>。

米澤（2009）は、自己評価、学校関係者評価、第三者評価の各評価が有機的（または一体的）に結び付く方策として、トライアングレーションを示した。そのうえで公立小学校の事例研究を行い、「学校評価についての参画意識が高まった」「教職員、保護者、学校評議員、地域の代表者など子どもを取り巻く大人たちの相互理解が推進された」「学校評価を生かし、学校研究にリンクさせた具体的学校改善の推進」の効果があつたことを述べた<sup>6)</sup>。

以上により得られた成果は、「第三者評価の導入の前提として、学校内部の環境整備が前提であること」「第三者評価を成功に結び付け継続させるための仕掛けが求められること」「第三者評価は自己評価及び学校関係者評価と連携して進めていく必要があること」と考える。

## 2. 第三者評価に関する調査

第三者評価に関する調査として、トーマツ（2010）「第三者評価の実践結果を踏まえた評価手法等の効果検証に係る調査研究」がある。同調査は、今後の学校評価の改善に資することを目的とするものであり、学校や設置者などに対するアンケート調査及びヒアリングが行われた。

設置者に対するアンケート調査より、第三者評価の効果について「学校運営改善策の助言や示唆が得られた」（26/30団体）、「学校の課題とそれに対する改善方策が明確になった」（18/30団体）、「学校運営全般の点検ができた」（15/30団体）、「一定の基準に照らした学校の教育の客観的状況が明確になった」（13/30団体）、「自己評価・学校関係者評価の検証ができた」（12/30団体）、「設置者の支援の必要性の状況が明確になった」（12/30団体）などが示された<sup>7)</sup>。また、「改善方策が明確になった（具体的な方向性が明確になった、示唆が得られた）」「客観的な評価が得られた」「新しい気付きがあつた（新たな視点が得られた）」などの意見が寄せられた<sup>8)</sup>。課題について「学校と設置者の連携・協力体制の弱さ」「第三者評価の取り組みと効果の検証」「評価結果や改善事例の共有」などが示された<sup>9)</sup>。

インタビューより、第三者評価の効果について「第三者評価によって、学校のよい点、課題の両方について、すでに気付いている点はそれに対する支持やより深い考察を得ることができる。また、気付いていない点については、それに気付くことができる」「よい点や課題が生じている背景や要因について、専門家による分析を受けることができる」「専門家に評価された結果や、提案された改善案には権威や信頼性があり、それが改善策を実施するうえでの説得力を高める」などがあげられた<sup>10)</sup>。

このように第三者評価の具体的な効果や課題が明らかにされた。小柳（2013）が示した第三者評価の基本的機能を論証する結果と言えよう。

## Ⅲ. 教育委員会を対象とした第三者評価に関するアンケート調査結果

### 1. 調査目的、調査方法等

調査目的は、公立高等学校における第三者評価の効果や課題などの状況を分析・整理することにより、

学校評価の制度改善のための参考資料とすることである。調査主体は筆者（岩崎）である。

調査方法として、2018年6月に61教育委員会（47都道府県及び14政令指定都市）の公立高等学校担当課に対して、学校評価に関するアンケート調査を封書及びメールにより依頼した（同じ依頼内容）。政令指定都市において、所管する高等学校が1校のみの団体は調査対象外とした。

質問項目は、「第三者評価の実施状況」「第三者評価の実施体制」「第三者評価の効果」「第三者評価を実施していない理由」である。なお、質問項目は文部科学省（2014）「学校評価等実施状況調査」を一部引用した。本調査の特徴は、地域と学校数の別に調査結果を表記した点にある。

## 2. 調査結果

61教育委員会に調査を依頼したところ、51団体（41都道府県及び10政令指定都市）より回答があった（回答率83.6%）。地域別及び学校数別の回答数は、表1及び表2の通りである。

回答率の最高値の地域は甲信越（100.0%）であり、低かったのは近畿（77.8%）であった（表1）。

表2の「(政令指定都市教委)回答数」の回答校は、「～24校」に集中していた。

表1 アンケート調査の回答数 (%)【地域別】 n=51

地域	北海道・東北	関東	甲信越	東海・北陸	近畿	中国・四国	九州・沖縄	計
(都道府県教委)回答数	7	7	3	6	5	7	6	41
(政令指定都市教委)回答数	1	2	1	1	2	1	2	10
計	8	9	4	7	7	8	8	51
回答率(%) (回答数/依頼数)	88.9	81.8	100.0	87.5	77.8	80.0	80.0	83.6

表2 アンケート調査の回答数【学校数別】 n=51

学校数	～24校	25～49校	50～74校	75～99校	100校～	計
(都道府県教委)回答数	1	16	11	6	7	41
(政令指定都市教委)回答数	10	0	0	0	0	10
計	11	16	11	6	7	51

回答のあった51団体のうち、第三者評価を実施した団体は22団体（43.1%）であった（表3）。

地域別に見ると、過半数を越す地域は関東（66.7%）、東海・北陸（57.1%）などであった。甲信越は実施する団体がなかった。このように、地域により実施割合が異なっていた。

学校数別に見ると、「5. 100～校」は全ての団体（7団体）が実施していたが、「4. 75～99校」（16.7%）、「3. 50～74校」（27.3%）の実施割合は低かった（表4）。このように、学校数別により実施割合が異なっていた。

表3 第三者評価の実施について【地域別】(団体数) n=51

地域	北海道・東北	関東	甲信越	東海・北陸	近畿	中国・四国	九州・沖縄	計
1. 所管する全ての学校を対象に実施した	1	5	0	0	2	2	2	12
2. 所管する一部の学校を対象に実施した	2	1	0	4	1	0	2	10
小計	3	6	0	4	3	2	4	22
実施割合(%)	37.5	66.7	0.0	57.1	42.9	25.0	50.0	43.1
3. 実施に向けて準備中	1	0	1	0	0	0	0	2
4. 実施・準備はしていない	4	3	3	3	4	6	4	27
小計	5	3	4	3	4	6	4	29
合計	8	9	4	7	7	8	8	51

表4 第三者評価の実施について【学校数別】(団体数) n=51

学校数	1. ~24校	2. 25~49校	3. 50~74校	4. 75~99校	5. 100校~	計
1. 所管する全ての学校を対象に実施した	4	2	1	1	4	12
2. 所管する一部の学校を対象に実施した	0	5	2	0	3	10
小計	4	7	3	1	7	22
実施割合(%)	36.4	43.8	27.3	16.7	100.0	43.1
3. 実施に向けて準備中	2	0	0	0	0	2
4. 実施・準備はしていない	5	9	8	5	0	27
小計	7	9	8	5	0	29
合計	11	16	11	6	7	51

第三者評価の実施体制は「1. 学校関係者評価の評価者の中に、学校運営に関する外部の専門家を加えて実施」(15団体)に集中していた(表5)。「2. 一定の地域内の複数の学校が協力して、互いの学校の教職員を評価者として実施」は1団体のみであった。

第三者評価の実施に伴う負担(労力や経費など)を考えると、1. は学校関係者評価者の構成員に外部の方を加えるだけなので負担は比較的、軽いと思われる。2. は近隣の学校に依頼するピアレビューであり、各校の評価担当者が評価実務を行うことが想定されるので、大きな負担は伴わないと考える。3. は独立した組織であり、実施に伴う負担(経費や労力など)が大きいと思われる。

地域別に見ると、東海・北陸の4団体全てが1.に該当し、関東は1.~3.それぞれに分散していた。

学校数別に見ると、「1.~24校」は「3. 学校運営に関する外部の専門家を中心とする評価チームを編成して実施」が3団体と集中していた(表6)。

表5 第三者評価の実施体制について【地域別】(団体数) n=22

地域	北海道・東北	関東	甲信越	東海・北陸	近畿	中国・四国	九州・沖縄	計
1. 学校関係者評価の評価者の中に、学校運営に関する外部の専門家を加えて実施	2	3	0	4	2	1	3	15
2. 一定の地域内の複数の学校が協力して、互いの学校の教職員を評価者として実施	0	1	0	0	0	0	0	1
3. 学校運営に関する外部の専門家を中心とする評価チームを編成して実施	1	2	0	0	1	1	1	6
計	3	6	0	4	3	2	4	22

表6 第三者評価の実施体制について【学校数別】(団体数) n=22

地域	1. ~24校	2. 25~49校	3. 50~74校	4. 75~99校	5. 100校~	計
1. 学校関係者評価の評価者の中に、学校運営に関する外部の専門家を加えて実施	1	6	3	0	5	15
2. 一定の地域内の複数の学校が協力して、互いの学校の教職員を評価者として実施	0	0	0	0	1	1
3. 学校運営に関する外部の専門家を中心とする評価チームを編成して実施	3	1	0	1	1	6
計	4	7	3	1	7	22

第三者評価の実施により効果のあったと感じたものを点数化(5点満点)した(表7)。回答を「①大いに効果があった」=5点、「②ある程度、効果があった」=4点、「③あまり効果はなかった」=3点、「④全く効果はなかった」=2点、「⑤わからない」=1点として平均点を出した。

集中する項目はなかったが、「1. 学校運営の組織的・継続的な改善」(3.9点)、「3. 設置者等による学校評価の結果に基づく支援や条件整備等の改善措置」(3.8点)が比較的、高かった。

地域別の平均(ヨコ)を見ると、中国・四国(4.3点)、関東(4.2点)、近畿(4.1点)が高かった。

一方、東海・北陸は「わからない」と回答した団体が多く1.9点と最も低かった。  
 学校数別の平均（ヨコ）を見ると、「4. 75～99校」（4.5点）及び「1. ～24校」（4.2点）が高く、「2. 25～49校」（3.0点）が低かった（表8）。

表7 第三者評価の実施により効果のあったと感じた点【地域別】（5点満点）n=22

地域	北海道・東北	関東	甲信越	東海・北陸	近畿	中国・四国	九州・沖縄	平均（タテ）
1. 学校運営の組織的・継続的な改善	4.7	4.2	—	2.5	4.0	4.5	4.0	3.9
2. 保護者、地域住民等からの理解と参画を得た連携協力による学校づくり	3.0	4.3	—	1.8	4.3	4.0	4.3	3.6
3. 設置者等による学校評価の結果に基づく支援や条件整備等の改善措置	4.0	4.3	—	1.8	4.3	4.5	4.0	3.8
4. 教育水準の向上による生徒の成長	3.0	3.8	—	1.8	3.3	4.0	3.5	3.2
5. 専門家や社会一般の評価（意見）を反映させる手段として	3.0	4.5	—	1.8	4.3	4.5	4.0	3.7
6. 学校の自己評価の質的担保（自己評価が適正かどうかのチェック機能）	3.7	4.0	—	1.8	4.3	4.5	3.8	3.6
平均（ヨコ）	3.6	4.2	—	1.9	4.1	4.3	3.9	3.6

表8 第三者評価の実施により効果のあったと感じた点【学校数別】（5点満点）n=22

学校数	1. ～24校	2. 25～49校	3. 50～74校	4. 75～99校	5. 100校～	平均（タテ）
1. 学校運営の組織的・継続的な改善	4.3	3.1	4.0	5.0	4.3	3.9
2. 保護者、地域住民等からの理解と参画を得た連携協力による学校づくり	4.0	2.9	4.3	4.0	3.9	3.6
3. 設置者等による学校評価の結果に基づく支援や条件整備等の改善措置	4.0	3.3	4.0	5.0	3.9	3.8
4. 教育水準の向上による生徒の成長	4.0	3.0	3.0	4.0	3.0	3.2
5. 専門家や社会一般の評価（意見）を反映させる手段として	4.5	3.1	3.0	4.0	4.0	3.7
6. 学校の自己評価の質的担保（自己評価が適正かどうかのチェック機能）	4.5	2.7	4.7	5.0	3.4	3.6
平均（ヨコ）	4.2	3.0	3.8	4.5	3.7	3.6

第三者評価を実施していない理由については、「2. 第三者評価を実施する必要性が現時点では乏しいと考えているため」（14団体）に集中していた（表9）。また、第三者評価の実施に伴う負担については複数の団体が「3. 第三者評価を実施する時間的余裕がないため」及び「6. 予算確保が困難なため」を理由にあげていた。「4. 所管する学校の理解を得るのが困難なため」は1団体のみであった。「5. 第三者評価の実施方法が分からないため」を理由にあげた団体はなかった。

地域別に見ると、北海道・東北及び中国・四国が「2. 第三者評価を実施する必要性が現時点では乏しいと考えているため」に集中していた。一方、関東、東海・北陸、九州・沖縄は分散していた。

学校数別に見ると、「2. 25～49校」「3. 50～74校」「4. 75～99校」のグループが「2. 第三者評価を実施する必要性が現時点では乏しいと考えているため」を理由にあげる団体が多かった（表10）。

自由記述では次の意見が寄せられた。「各学校において、それぞれ評価組織を設けているため、教育委員会としては実施していない」「現状では、学校評価の結果及び改善策について、学校関係者評価委員会等による協議を行い、学校・家庭・地域との共有を図るとともに、次年度に改善策を反映させることとしている」「学校評議員制度と学校運営協議会制度を導入しており、その機能を果たしている」。

表9 第三者評価を実施していない理由【地域別】（団体数、複数回答可）n=29

地域	北海道・東北	関東	甲信越	東海・北陸	近畿	中国・四国	九州・沖縄	計
1. 第三者評価の委員の確保が困難なため	1	1	0	1	0	2	1	6
2. 第三者評価を実施する必要性が現時点では乏しいと考えているため	4	1	0	1	2	5	1	14
3. 第三者評価を実施する時間的余裕がないため	0	1	2	1	0	1	1	6
4. 所管する学校の理解を得るのが困難なため	1	0	0	0	0	0	0	1
5. 第三者評価の実施方法が分からないため	0	0	0	0	0	0	0	0
6. 予算確保が困難なため	1	0	1	0	0	0	1	3

表10 第三者評価を実施していない理由【学校数別】（団体数、複数回答可）n=29

学校数	1. ~24校	2. 25~49校	3. 50~74校	4. 75~99校	5. 100校~	計
1. 第三者評価の委員の確保が困難なため	1	3	1	1	0	6
2. 第三者評価を実施する必要性が現時点では乏しいと考えているため	2	6	3	3	0	14
3. 第三者評価を実施する時間的余裕がないため	2	1	1	2	0	6
4. 所管する学校の理解を得るのが困難なため	0	0	1	0	0	1
5. 第三者評価の実施方法が分からないため	0	0	0	0	0	0
6. 予算確保が困難なため	0	2	1	0	0	3

第三者評価の実施体制（表5）と効果のあったと感じたもの（表7）の関係を見ると、「3. 学校運営に関する外部の専門家を中心とする評価チームを編成して実施」の効果が平均（ヨコ）で4.4点と高かった（表11）。一方、「1. 学校関係者評価の評価者の中に、学校運営に関する外部の専門家を加えて実施」は3.3点と低かった。

表11 第三者評価の実施体制（表5）と効果（表7）の関係（5点満点）n=22

第三者の実施による効果	1. 学校関係者評価の評価者の中に、学校運営に関する外部の専門家を加えて実施	2. 一定の地域内の複数の学校が協力して、互いの学校の教職員を評価として実施	3. 学校運営にかんする外部の専門家を中心とする評価チームを編成して実施	平均（タテ）
1. 学校運営の組織的・継続的な改善	3.7	4.0	4.5	3.9
2. 保護者、地域住民等からの理解と参画を得た連携協力による学校づくり	3.4	4.0	4.2	3.6
3. 設置者等による学校評価の結果に基づく支援や条件整備等の改善措置	3.6	4.0	4.2	3.8
4. 教育水準の向上による生徒の成長	2.7	4.0	4.3	3.2
5. 専門家や社会一般の評価（意見）を反映させる手段として	3.3	4.0	4.5	3.7
6. 学校の自己評価の質的担保（自己評価が適正かどうかのチェック機能）	3.3	4.0	4.5	3.6
平均（ヨコ）	3.3	4.0	4.4	3.6

#### IV. 筆者調査（2018）と文科省調査（2014）の比較検討

第三者評価の「実施割合」「効果」「実施していない理由」の傾向を把握するため、筆者調査（表3、表7、表9）と文科省（2014）「学校評価等実施状況調査」<sup>11)</sup>を比較した<sup>12)</sup>。

第三者評価の実施については、2018年度は2014年度に比べて14.7ポイント増加した（図1、1.と2.の計）。2014年度の「4. 実施・準備はしていない」のグループが2018年度の実施に移行したことが要因と思われる。

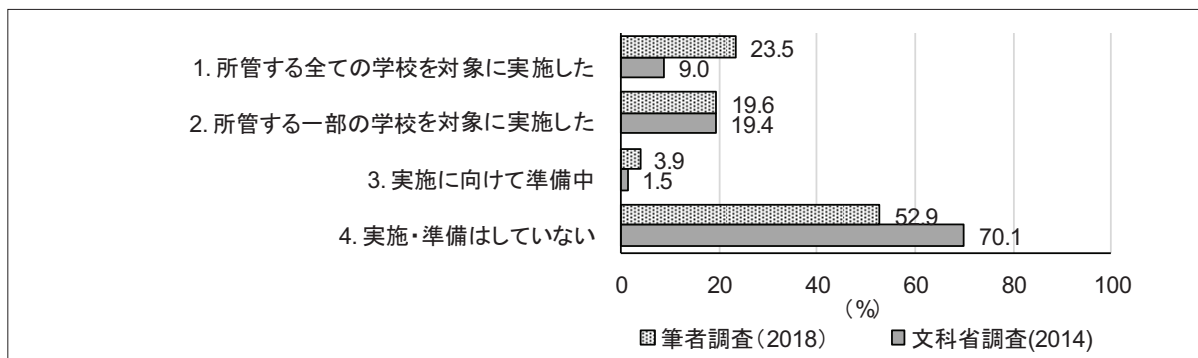


図1 第三者評価の実施について n=筆者調査51, 文科省調査67

第三者評価の実施により効果のあったと感じられた点について、2018年度は2014年度に比べて「3. 設置者等による学校評価の結果に基づく支援や条件整備等の改善措置」が42.3ポイント、「4. 教育水準の向上による児童生徒の成長」が38.2ポイント、「2. 保護者、地域住民等からの理解と参画を得た連携協力による学校づくり」が31.8ポイントも増加した(図2)。このように「設置者の支援に関わる改善」「教育的効果」「地域に関わる効果」に関する効果が向上した。

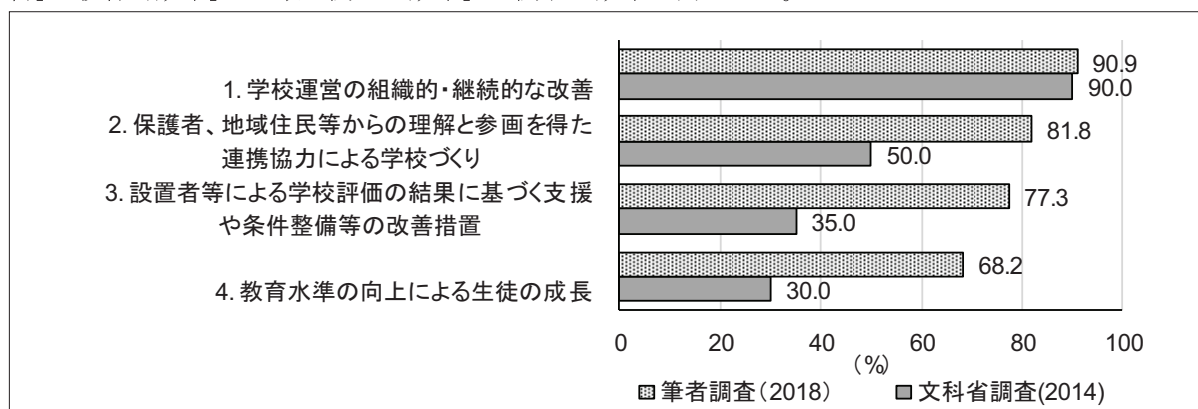


図2 第三者評価の実施により効果のあったと感じられた点(複数回答可)<sup>13)</sup> n=筆者調査22, 文科省調査19

2018年度の第三者評価を実施していない理由について、実施の必要性が薄いと捉えている団体の割合は約半数と2014年度とほぼ同割合だった。また、「1. 第三者評価の委員の確保が困難なため」が36.7ポイントも減少した(図3)。

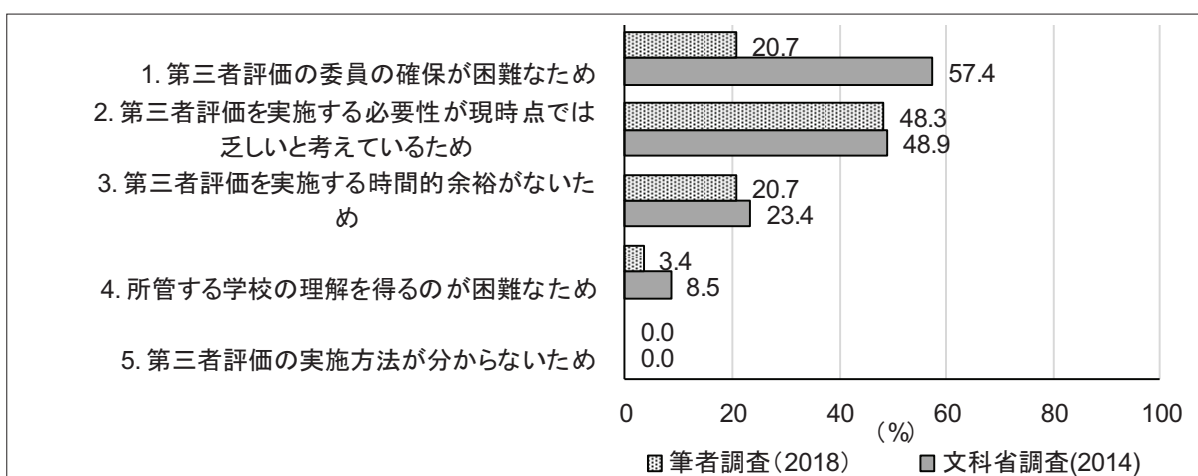


図3 第三者評価を実施していない理由(複数回答可) n=筆者調査29, 文科省調査48

## V. 小括

以下は、アンケート調査結果のまとめである。

第1に、2018年度における第三者評価の実施割合は43.1%であり、2014年度より14.7ポイント増加した(図1)。地域別に見ると、関東、東海・北陸などの実施割合は過半数を超していたが、甲信越において実施する団体はなかった(表3)。学校数別に見ると、「5. 100~校」は全ての団体が実施していたが、「3. 50~74校」及び「4. 75~99校」は30%未満だった(表4)。

第2に、三者評価の実施により効果のあった項目(5点満点)は、「1. 学校運営の組織的・継続的な改善」(3.9点)が最も高かった(表7)。2018年度は2014年度に比べて「3. 設置者等による学校評価の結果に基づく支援や条件整備等の改善措置」「4. 教育水準の向上による児童生徒の成長」が高くなった(図2)。

地域別に見ると、関東、中国・四国の効果が高いが、東海・北陸は低かった(表7)。学校数別に見ると、「1. ~24校」「4. 75~99校」の効果は高いが、「2. 25~49校」は低かった(表8)。

第3に、第三者評価の実施体制のうち、最も多かった形態は、負担の軽い「1. 学校関係者評価者に外部の方を加える」であった(表5)。しかし、効果が最も高い実施体制は「3. 学校運営に関する外部の専門家を中心とする評価チームを編成して実施」(平均(ヨコ):4.4点)であった(表11)。3.を実施する負担は大きい、第三者評価の導入効果は高いという分析結果が示された。

第4に、第三者評価を実施していない団体の理由は、必要性が薄いと考える団体の割合が約半数であった(表9)。この項目について、2018年度と2014年度はほぼ同割合であった(図3)。

このように、第三者評価の実施体制や効果などの状況を示すことができた。

公立高等学校における第三者評価の実施割合は4割と半数にも満たない。実施しない理由の6割は、その必要性が乏しいと考えられていることが要因の一つである。第三者評価の実施による効果は、学校関係者との連携による学校づくりや設置者による支援の改善、教育水準の向上による生徒の成長など様々な効果が確認できた。

本稿の調査結果を踏まえて、第三者評価を実施していない設置者は、実施に伴う負担を考慮しながら第三者評価の効果を十分検討していただきたい。そのためにも第三者評価の実施に伴う効果や課題などの検証を定期的に行う必要がある。

## 注・文献

- 1) 文部科学省(2014): 学校評価等実施状況調査(平成26年度間) 結果学校評価等実施状況調査.
- 2) 文部科学省(2010): 学校評価ガイドライン[平成22年改訂], 28.
- 3) 小柳雅子(2013): 学校評価をめぐる政策と研究動向: 第三者評価の機能に着目して, 筑波教育学研究, 11, 55.
- 4) 木岡一明(2011): 第三者評価: 専門的評価を組み込んだシステム設計: 品川区を事例として, 教育制度学研究, 18, 132.
- 5) 諏訪英広ほか(2011): 学校改善を促す第三者評価システムの開発プロセスと実践: 矢掛町における取組事例, 日本教育経営学会紀要, 53, 111.
- 6) 米澤利明(2009): 教職員・保護者・学校評議員の三者による多面的・包括的学校評価の工夫, 「学校間評価」(横浜国立大学教育人間科学部付属横浜中学校編), 学事出版, 178-179.
- 7) 有限責任監査法人トーマツ(2010): 平成21年度 第三者評価の実践結果を踏まえた評価手法等の効果検証に係る調査研究最終報告書, 15.
- 8) トーマツ, 同書, 16.
- 9) トーマツ, 同書, 93-98.
- 10) トーマツ, 同書, 18.
- 11) 文部科学省(2014): 学校評価等実施状況調査(平成26年度間) 結果学校評価等実施状況調査, 52-54.
- 12) 調査対象や方法が異なるため、比較可能性は高くない。
- 13) アンケート調査の回答では、効果の強弱を5段階にしており、その中で効果が少しでも確認できた回答を「効果のあったと感じられた」としてカウントした。